

平成22年5月28日

1. 出席議員

議長 牟田勝浩
1番 朝長 勇
3番 上田雄一
5番 山口良広
7番 宮本栄八
9番 石橋敏伸
11番 上野淑子
13番 山崎鉄好
16番 小柳義和
19番 山口昌宏
21番 杉原豊喜
23番 黒岩幸生
25番 平野邦夫

副議長 小池一哉
2番 山口 等
4番 山口裕子
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 古川盛義
12番 吉川里巳
14番 末藤正幸
17番 吉原武藤
20番 川原千秋
22番 松尾初秋
24番 谷口攝久
26番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一
次 長 松本重男
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	角			眞
政	策	部	山	田	義	利
営	業	部	渕	野	尚	明
営	業	部	伊	藤	元	康
営	業	部	林		和	幸
く	ら	し	古	賀	雅	章
こ	ど	も	馬	渡	公	子
ま	ち	づ	森		信	公
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	川	内	野	夫
会	計	管	國	井	英	裕
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
総	務	課	松	尾	満	好
財	政	課	中	野	博	之

議 事 日 程 第 1 号

5月28日（金）10時開議

日程第1	会期の決定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	市長の提案事項に関する説明
日程第4	第44号議案 専決処分の承認について（平成22年度武雄市一般会計補正予算（第1回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第5	第45号議案 武雄市税条例及び武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第6	第46号議案 副市長の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第7	報告第3号 専決処分の報告について（質疑）
日程第8	新幹線と地域活性化特別委員会の設置及び委員の選任
日程第9	道路問題とまちづくり特別委員会の設置及び委員の選任
日程第10	常襲水害地対策特別委員会の設置及び委員の選任
日程第11	議会改革調査特別委員会の設置及び委員の選任

議 事 日 程 第 1 - 2 号

日程第12	選挙第8号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙
日程第13	選挙第9号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙
日程第14	選挙第10号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙

開 会 10時1分

○議長（牟田勝浩君）

ただいまから平成22年5月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第44号議案から第46号議案まで3件の議案と報告第3号を一括上程いたします。

日程第1 会期の決定

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

本臨時議会の会期に関し、議会運営委員会に諮問しておりましたので、これに対する議会

運営委員長の答申を求めます。山崎議会運営委員長

○議会運営委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

おはようございます。平成22年5月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開き、協議をいたしました。その結果について御報告申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1. 会期及び会期日程について、第2. 付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、第3. 特別委員会の設置及び委員の選任について、以上3項目でございます。

本臨時会において審議されます案件は、ただいま議長から上程になりました専決処分の承認1件、条例議案1件、報告1件、人事案件1件の計4件の議案及び特別委員会の設置及び委員の選任でございます。

審議順序は議案番号順に行い、いずれの議案も所管の常任委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨意見の一致を見ました。

また、特別委員会の設置及び委員の選任につきましては、市政における重要な事項についての問題を審査するために、設置及び委員の選任を行うものでございます。

5月19日に議会運営委員会を開催し、協議しました結果、特別委員会の名称と構成につきましては、新幹線と地域活性化特別委員会6名、道路問題とまちづくり特別委員会7名、常襲水害地対策特別委員会6名、議会改革調査特別委員会6名で、意見の一致を見ました。

以上のことから考えまして、会期は本日28日の1日間が適当である旨、決定をいたしました。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

○議長（牟田勝浩君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日28日の1日間と決定したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日28日の1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

武雄市議会会議規則第81条の規定に基づき、会議録署名議員に2番山口等議員、5番山口良広議員、8番石丸定議員の以上3名を指名いたします。

日程第3 市長の提案事項に関する説明

日程第3. 市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

平成22年5月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案について、その概

要を御説明申し上げます。

今回提案しております条例議案は、「武雄市税条例及び武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございますが、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の一部を改正することにより、法律の題名が改正され、本年6月1日から施行されることに伴い、引用している条文の改正を行うものであります。

また、平成22年5月20日付で「平成22年度一般会計補正予算（第1回）」について専決処分を行いましたので、その承認を求める議案を提案いたしております。

皆様御案内のとおり、今宮崎県において猛威を振るっております口蹄疫につきまして、感染の拡大が懸念される中、本市における家畜の飼育状況、感染防止対策及び発生時の対応等について、緊急に防疫対策本部を設置し協議したところであります。

当面の対策として、可能な限り本市への感染を防止するため、畜舎の消毒及び多くの市民の方々の出入りがある市庁舎や各町公民館等施設の出入り口での消毒を早急に徹底する必要があることから、消毒剤等を購入するための予算について専決をいたしました。

そのほか「専決処分の報告について」の報告をいたしております。

なお、本日、副市長の選任について追加提案をいたしております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第4 第44号議案

日程第4. 第44号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第1回）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

皆さんおはようございます。第44号議案 専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

平成22年度武雄市一般会計補正予算（第1回）を専決処分いたしましたので、その内容について御説明申し上げます。

専決処分いたしました補正予算書につきましては、別紙という形で皆様のお手元にお届けいたしておりますので、その1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の専決では、第1条のとおり歳出予算に係る補正をお願いいたしております。

予算書(2)ページをごらんください。

第6款. 農林業費、第1項. 農林費で、需用費の追加をお願いいたしております。これにつきましては、先ほどの市長の提案事項説明のとおり、本市への口蹄疫の感染を防止するため、畜舎の消毒及び市庁舎等公共施設への出入り口での消毒に要する消毒液等の薬品を購入する経費をお願いいたしておるところでございます。

以上で補足説明を終わります。どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第44号議案に対する質疑を開始いたします。

第44号議案に対する質疑を開始いたしますが、本議案については質疑の通告がっておりますので、通告順に質疑を受けたいと思います。5番山口良広議員

○5番（山口良広君）〔登壇〕

口蹄疫についてですけど、今この問題が市内の畜産農家で大分心配が広がっているわけですけど、もし市内に発生したときの対策はどうなっているか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

まず、県の指示により、口蹄疫を発症した家畜は速やかに発生農家全頭の殺処分の措置をとります。近隣畜産農家については、半径10キロメートル内すべての家畜の移動制限を行います。地域住民への説明を行い、畜産農家へ通ずる道路の交通規制を行います。さらには、半径10キロメートル圏の主要道路について消毒ポイントを設置し、通過車両等の消毒を徹底いたしているところであります。

本件に関しましては、国の口蹄疫の特別措置法が今なされているところでありますので、国、県、市、そしてJAともども連携をとりながら、これは武雄市だけの問題じゃありませんけれども、広域的に被害を防ぐという観点から、強力な施策を推進してまいり所存であります。

ただ、今のところまだ足らざる部分が見ていると多々あります。そういったものについては、来週、全国市長会並びに佐賀県選出の国会議員との懇談会がありますので、私のほうから皆様方からお寄せいただいた、これはもっとこういうふうにすべきだという意見については直接話をする所存でありますので、どうか多くの皆様方が見られていると思いますので、こういったことで困っていると、こういったことで補償はできないかということについてはぜひお寄せを賜ればありがたいと、直接申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

5番山口議員

○5番（山口良広君）〔登壇〕

それではもう1点、今もし畜産農家で発生をした場合に、その後の飼育がいつごろから始まるんだらうかというふうな不安があるわけですけど、その点、終息宣言後の新しく飼う場合の期間というものとかそんなのがあるわけですか。

○議長（牟田勝浩君）

渕野営業部長

○渕野営業部長〔登壇〕

発生後の農家の再建、再開ということについての質問でございますけれども、最後の発症後3週間を経過すれば終息宣言がなされるということになっています。それからは家畜を飼い始めてもよいということです。このことでは、新聞報道等もあっておりますように、えびの市では5月13日以降発生が認められておりません。こういうことから、6月4日以降については移動制限等が解除され、畜産農家の飼養が開始されるというふうに思っています。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

山口議員、よろしいですか。

〔5番「はい」〕

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

今の件ですけれども、発生終了した後とかの問題ではなく、終息の問題だけではなくて、現実に畜産の農家が影響を受けている、いわゆる競りがないとか、あるいは新しい子牛とか、あるいはそういうものの預かりができないとか。預託農家なんかは、実際問題としては牛のお金と同時に飼料代等を、いわゆる運転資金として実際は回っていているのが現状だということを知っていますけれども、そういう方々については、何らいわゆる資金運用面とかで大きな影響を受けているのは、既に競りが2回にわたって行われていないという現状の中からそういう問題がありますけれども、それについては、いわゆる防疫のことだけじゃなくて、現実に農家が困っている現状等については、国がしなきゃしないということじゃなくて、實際上、武雄市は直接影響を受けていることがいっぱいあるわけですから、そういうところについての対応については、もちろん委員会等を開いていろいろ検討してもらっていることをお聞きしておりますけれども、市としてはどういうふうな対応をとられるのか、その点をこの機会にお伺いしておきたい。

○議長（牟田勝浩君）

渕野営業部長

○渕野営業部長〔登壇〕

ただいま御質問がありました畜産農家の現状、運転資金についてでございますけれども、まず、国の対応ということで、まず最初に出てくると思います。そういう中で、県あるいはJAと十分に話し合いながら、現実的に畜産農家の方がどこで困っておられるかというのを聞き取りをしながら対応をしていきたいというふうに思っています。

現実的、今の現状では、まず、畜産農家への被害、口蹄疫が発生をしないようにというこ

とで十分な対策をとってくれるというのが畜産農家の現状の意見でございます。

以上でございます。

○議長（牟田勝浩君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

現実問題として実際そういう養豚とか、あるいは飼育とかそういうものについて、私も農家ではございませんけれども、現場に行ってお聞きをしたこと、もちろん議員各位もみんな行っていらっしゃると思いますけれども、その中で、やはり消毒しながらその畜舎に入るとか、あるいは手前でお話を聞くとかということをやりましたけれども、現実問題としては、実際に競りが中止になった時点ですぐ影響があっているということについては、直接農家の関係者の方から市役所のほうにも、どういうふうになっているのかとか、あるいはJAについても要望してありますけれども、実際に国とか県の方針は決まらんというふうなことで返事がなかったということで、かなり非常に心配して夜も眠れんような状況だというような状況等も直接お伺いしとるわけですが、現実には、そのときも私も市役所にも連絡をして、そういうことはどうなっているかと。直接そういう飼育をしている農家の方に連絡してほしいということまで申し上げたことも経過として今度ありましたけれども、しかし、現実問題としては競りの停止が2回続くと。場合によっては3回も続くということになりますと、いわゆる新たな回転ができないと、そのために随分影響があるから、単に防疫だけでなく、現実問題としてはそういうふうな融資の問題とか、短期の融資あるいはその長期にわたる融資とか、そういう問題については農業政策全体として武雄市の立場でそういうものを論議していただかんと、ただ国、県の対応を待っているだけでは直接困っているところがいっぱいあるわけですから。特に今からは若木の豚とか、あるいはイノシシの対策の関係も随分出てくるんじゃないかという気がします。やはり口蹄——そういう疫、今回の疫病にかかる可能性があるのは豚とか、それからそれに関連するイノシシとかというものが随分影響するわけですから、そういう問題等も含めて対応を今後どうされるか、もう1回お伺いしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

この件に関しましては、市単独で行うということになると、恐らくそんなに効果は出ないと思うんですね。今畜産農家が、先ほど営業部長が答弁いたしましたとおり、まず防疫をしっかりしてほしいということで総意で私自身承っております。

そういった中で、施策の優先順位をつけながら、かつこれが競りが2回中止になって、その補てんについては、今JAさんが中心となってやられております。したがって、足らざる

部分については、国、県、市が補う、あるいはこういうふうにするべきだといったことを、単に指示を待つだけでなく一体として取り組む必要があるだろうというふうが一番先に私は答弁したところでありますので、ぜひもうオール日本国として、あるいは地域、JAも巻き込みながら、畜産農家の金銭的な不安も解消できるような施策を打つ必要があるだろうというふうに思っておりますので、まず事態の推移をきちんと見る必要があるだろうというふうには、これはJAからもそういうふうに言われておりますので、私自身としてはそのような対策を進めていきたい。ただ、これについては遅きに失すということがないように、きちんと防疫対策本部等を適宜開きながら、そういう施策を進めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、畜産農家の皆様たちのお気持ちが第一でありますので、それを踏まえながら行動に移してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

お願いといいますか、質問といいますか、きのう朝、防疫のための足を消毒するのを置きましたかね。きのうの朝やったですかね。きのうの朝からあったですかね。（「その前に」と呼ぶ者あり）その前からやったですかね。というのは、朝あそこに足をパタパタとしたら、これは滑りゃあせんかいというくらいに置いてあったですね。その次、夕方、からんからんして何もなっとらんやったですね。本当に気持ちのあるのかどうかというのが疑問なんです。ただ役目済ましの防疫やったらせんほうがいいのかな。本当なんです。夕方はからんからんしてから、下にすいてあるタオル、あいの足についてくっくらの感じやった。そういうことで、やっぱりやるのであれば、当たり前、懇切丁寧にやっていますよという気持ちを込めてやっていただきたいなと思っておりますので、その辺についてお尋ねをします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

深く反省をしております。そういった中で、ぜひ、これは行政任せだと、我々も一生懸命気を新たにして行いますけれども、ここが足りないじゃないかというのを、ぜひ先ほどの山口昌宏議員がおっしゃっていただいたようなことを適時届けていただければ我々はすぐやりますので、そういったことを反省を踏まえて、皆様方にもお願いをする次第であります。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

今度補正出されているのは消毒液の配布で、畜舎も入っているわけですがけれども、5月20日に日本共産党の、佐賀県として県知事、副知事に7項目の申し入れを行っております。その中で武雄市が実施しているのは、この補正予算に計上されている消毒液の確保という問題でありますけれども、その上で武雄市がやれること、あるいは県と国にも要請していかなきゃいけないこと、たくさんあるかと思うんですね。その中で中身を紹介して武雄市でどう考えていくのかというのを答弁いただきたいんですけども、いずれにしても深刻な農業界、畜産業界だけにとどまらず、経済分野全体にも影響を与えていることは毎日の報道でも明らかかなところですがけれども、そのいわば防疫対策、これはとにかく国、県、市一体となってやっていかなきゃいけないということを市長も答弁されたですね。強化を求めていく、これは当然のことだと思います。

先ほど意見も出ていましたけれども、イノシシなどを介した広がり懸念されると。イノシシ等の捕獲に力を入れると。武雄市はいのしし課ってあるわけですからね。そこを中心にそのことも十分な課題として強化する必要があるんじゃないかと。特に、畜舎の周りのさくを厳重にして侵入を防ぐということなども申し入れの中身としてしております。

それから3つ目には、現金収入がない、いわば競りが行われていないわけですから現金収入がない農家に対しては仮払いや、あるいは支援金制度、これも市単独でいいますとなかなか難しい問題ですよ。JAが中心にと言っておられましたけれども、この具体的な対応が必要だろうと。その中では、例えば、貸付金制度も無利子。利子を補給するのは武雄市もやっているわけですがけれども、ほかの施策でね。こういった貸付金の無利子等々も大事だと。消毒液のさらなる確保、これは先ほども質疑があつているところです。

風評被害等を防ぐというのは具体的にどういうことなのか私もよく理解できませんけれども、正確機敏な広報活動、これがいわば風評被害を防ぐ上では大事だろうと。関係自治体や農業者の声をよく聞いて、これに対する努力、これは武雄市単独ではなくて声を上げていくと。国、県にですね。そういう7項目について申し入れを行いました。早くこれ解決するのが望ましいわけですがけれども、いかに広がりを防ぐかということもそれぞれの各市町村の課題だし、県の課題でもありますね。この申し入れた7項目について今後どう対応されていくのか、市長の見解を聞いておきたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

今初めてその7項目なるものを聞き及びましたので、後で拝見した上で我々としてのその対応、あるいは我々にできない部分については県、あるいは国、JAとよく相談をしていきたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

5月20日に県知事、副知事に申し入れた内容ですので、各市町にどういうふうで紹介されたかわかりません。ただ、申し入れ分については、きちんとしたものをそろえて執行部にもお渡ししたいというふうに思います。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

今のは質問ですか。

〔25番「そうじゃないけど、届けましょうということ」〕

ほかにございませんか。21番杉原議員

○21番（杉原豊喜君）〔登壇〕

この口蹄疫というのはウイルスで感染すると言われておりまして、このウイルスに感染する、あるいは恐れがあるものは殺処分をされているということですね。宮崎県のみならず畜産農家の方は大変恐怖に感じていらっしゃるんじゃないかなと思っております。そういった中で、やはり感染源、感染原因、こういったものを早く究明しなきゃならないと思いますけれども、いろんな風評が立ちますよね、原因について。市のほうでは、自治体ではどういった原因か、そこら付近把握されていたらお伺いしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

刈野営業部長

○刈野営業部長〔登壇〕

ウイルスの感染源についての御質問でございますけれども、現在のところ、どこから感染したというのはなかなか特定できない状態であるというふうに思っています。輸入されたわらですとか、いろんなそういう情報が飛び交っていますけれども、いずれにしても特定をされていない、だから逆に特定をされていないからこそ、現在は防疫体制に万全を尽くすという方法しかないのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

補足の答弁をいたします。

確かに部長が答弁したとおり、今農水省に私の同期がいますので、非公式に確認をいたしましたけれども、やはり感染源というのはまだ明らかではないということでありまして。ただ、きょうの東京新聞に載ってございましたけれども、あとでちょっとお配りいたします。この中

に「口蹄疫 イノシシ、鹿にも？」って書いてあって、「野生動物感染の不安」と、「山野を移動 対策難しく」ということが大々的に東京新聞に載っておりまして、これはファクスで送ってもらいましたが、その中にやはり畜産に詳しい専門家の先生が「大量飼育される家畜よりリスクは小さいが、一度感染するとかなり広範囲に広がるおそれがある。欧州では野生動物が感染を拡大したという報告もある」ということをその専門家の先生の方はおっしゃっております。

その一方で、これは県で書いてありますので宮崎県だと思いますけれども、「野生動物への感染はないと判断しているが」ということも言うておられます。これは確認します。その上で、違う先生がいずれにしても「野生動物が畜舎に近づかない工夫をすれば効果的だろう」というふうにありますので、その感染源、これ野生動物にうつるかうつらないかということは、これは我々が究明すべき話ではありませんので、その報告を待ちたいと思いますけれども、イノシシに点火すると、これは本当にパンデミックというか大爆発的に広がってまいりますので、今私のほうから口蹄疫対策本部の事務方には指示をしております。どういったことでイノシシから家畜にうつることを遮断できるかということで、例えば、畜舎の周りにさくをするといったことについては、これはきちんと予算をつけようというふうには思っておりますので、いずれにしてもこれも議員の皆様方、JAの皆様方と知恵を結集しながら、ほかがちよっとまだやり切れていない部分についてもきちんと防疫の対策をとる必要があるだろうというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

私ちょうどこの議案が、今度勉強会がないもので、100万円は石灰のお金というふうな感じでちょっと耳にして、そういうふうな把握をしておりました。ただ、ずっとお話を聞いておりますと、各公民館とかの消毒代だと。で、武雄市のほうはそういう市民が集まるところにそういうのを消毒されるのかなと思っていたら、今ちょっと平野さんの話では畜舎の消毒も入っているみたいなことを言われるもので、一体この100万円の全体像がどういうふうになっていて、これが第1弾で、第2弾はこういうのがあるのか、その辺がちよっと全くわからないようになっていまして、その辺についてお聞きします。

○議長（牟田勝浩君）

淵野営業部長

○淵野営業部長〔登壇〕

専決処分された予算の内容についてでございますけれども、畜舎への消毒、それから消毒剤ですね、消毒剤クレンテというんですけれども、これの予算が大体39万2,000円——40万

円程度でございます。消石灰、これも畜舎周り、あるいは畜舎に通じる道路に散布する石灰でございますけれども、34万200円で、あと注意喚起の看板ということで7万8,500円、この部分で大体81万円程度でございます。あと、各公共施設での対応ということで、市庁舎にも設置しておりますけれども、消毒槽等々のトレイ、あるいは消毒剤の購入費として18万8,000円を予定して大体100万円ということで予算をお願いしたところでございます。

今後の対応についてでございますけれども、今後、先ほどから出ていましたように、農家からこういうことをやってくれというような意見がありましたときには、また専決という形になるかわかりませんが、それに必要な予算をお願いして対応していくという考えであります。

○議長（牟田勝浩君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

大体わかりました。いろんなそういう要素が入ったということで、あとJAのほうは石灰をまいているという話もちょっと聞いているんですけども、この畜舎の消毒というのは牛も豚もなのか、どこの範囲なのか、その全体がこれで消毒できるのかどうか、その辺についてお聞きします。

○議長（牟田勝浩君）

刈野営業部長

○刈野営業部長〔登壇〕

石灰の散布場所でございますけれども、まず畜舎周り、それから畜舎に通ずる道路、そこを重点的に石灰については配布をしております。JAが最初発生したときには配布をいたしております。現在はJAの畜産の担当者も農家への出入りというのは自粛をいたしております。石灰についてはJAの倉庫にプールをいたしております。農家の方から切れた段階でJAのほうにとりにいくという体制で臨んでいます。

○議長（牟田勝浩君）

15番小池議員

○15番（小池一哉君）〔登壇〕

一番の感染した原因の一つが、殺処分した牛、豚を埋める場所がなかったということですよ。まだ殺さんばらん、そして埋めないかん豚が何万頭残つとるという現状です。やっときのう国会を通過して、特別措置法で国が土地を買い上げてやるということまできのう通ったようですのでちょっと一安心ですが、今何頭かの少数の肥育の方もおられますが、物すごい規模の方がふえておられます。北方でももう何十頭おると。それを自分が土地を探して自分の責任で埋めなさいと。で、自分は畜舎から出られんわけですよ。菌をばらまくわけですから。どがんもされんわけですよ。それで、こういう味方と思うとった国が敵やった

というような、きょうは畜産農家の悲痛な談話も載っておりましたが、うちとしては、もしそういう場合になったとき、Aさんが発生した、じゃあAさんとBさんの間に土地があるからそこに埋めると言うてもなかなか同意がとれんそうです。いろんなにおいとか必ず出るそうですので、もしそういう場合のときに、武雄市としてはどこかに埋設するよという場所があるのかどうか、1つだけお尋ねをしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

お答えいたします。

一たんウイルスが牛、豚に付着すると、牛、豚で違いますけれども、10億倍から1兆倍ぐらいの感染になるということですので、そういう意味での埋立地というのは極めて重要であると。そういった意味で、私としてはさきに開いた防疫対策本部におきまして、場所の見立てはやってほしいということを示しております。その中で民有地をお持ちの方であるとか、あるいは県有地であるとか国有地であるとかということになろうかと思っておりますけれども、既に始めております。その中で、私たちとすればなるべく市有地は、これは我々が管理するものでありますので、なるべく、これも速さがすべてだと思いますので、率先してそういったものに提供したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第44号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第44号議案は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案 平成22年度武雄市一般会計補正予算（第1回）の専決処分の承認については承認することに決しました。

日程第5 第45号議案

日程第5. 第45号議案 武雄市税条例及び武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第45号議案 武雄市税条例及び武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案書の3ページでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が第174回通常国会において可決、成立し、3月31日をもって法律第4号として公布され、4月1日施行されました。その中で、4月1日から適用するものについては専決処分させていただき、4月臨時会で御承認をいただいておりますが、今回は同法律の公布に係るもので、平成22年6月1日施行分について条例改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の概要を説明させていただきます。

条例案の第1条は、市税条例文の一部改正でございますが、議案参考資料新旧対照条文で御説明いたします。

新旧対照条文の1ページをごらんください。

附則第20条の4につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例に関する改正でございますが、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正により、法律題名が改正されたことに伴って引用している条文を整備するものでございます。

次に、3ページをごらんください。

附則第20条の5につきましては、保険料に係る個人の市民税の課税の特例に関する改正で、前条の改正と同様の措置を講ずるものでございます。

続きまして、条例第2条は国民健康保険税条例の一部改正でございます。

議案参考資料4ページでございます。

この改正につきましても、市税条例の改正に準じた同様の改正となっております。

以上で第45号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第45号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第45号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第45号議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第46号議案

日程第6. 第46号議案 副市長の選任についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第46号議案 副市長の選任について御説明いたします。

任期の満了により、古賀滋前副市長におかれては、今月22日をもって退任され、副市長が空席となっております。つきましては、永年にわたり武雄市に勤務し、企画部長、営業部長等を歴任され、行政経験、その実績ともに豊富である前田敏美氏を武雄市副市長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により市議会の同意を求めるものであります。

なお、前田氏の略歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第46号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第46号議案は所管の常任委員会の付託を省略いたします。

第46号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第46号議案 副市長の選任について同意を求める件について御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第46号議案、すなわち前田敏美氏を副市長に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休	憩	10時43分
再	開	10時44分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き再開いたします。

日程第7 報告第3号

日程第7. 報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。川内野北方支所長

○川内野北方支所長〔登壇〕

報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告いたします。

議案書4ページでございます。

本件につきましては、市道白仁田線における事故に係る損害賠償の額について、平成22年4月28日に専決処分したものでございます。

事故の内容を詳細に申し上げますと、平成22年3月9日午後10時30分ころ、多久市西多久町在住の方が所有する車両が、北方町大字大崎の市道白仁田線を北方から西多久方面に走行中に、道路横断側溝のグレーチングぶたがはね上がり、車両左底部に当たり破損をしたものでございます。幸いに運転者にはけが等はございませんでした。損害賠償額は、車両の修理に係る費用の14万6,220円で、この賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から全額補てんされるものでございます。なお、今後このようなことがないように、道路の維持管理に務めてまいります。

以上、報告申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

報告第3号に対する質疑を開始いたします。

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

今報告の中でちょっと聞いておりましたところ、横断側溝やったですね。

〔北方支所長「はい」〕

まだ返事は後でよかです。横断側溝ですよ、ボルトでとめていないというのはおかしいんじゃないんですか。通常の横断側溝というのは、結局車が通っても大丈夫なグレーチングなんですね。そのグレーチングがはね上がったということでしょう。そういう中で、そのグレーチングにボルトが刺してなかったというのは、これは行政としての本当の怠慢であって、

今後気をつけますとかなんとか、今まで何十遍、何百遍となくそれは聞いてきているんですよ。そういう中での答弁をもう一遍どういうふうな状況だったのか、これは担当課が本当はするんじゃないんですかね、どうですかね。担当課の方、部長さん、答弁お願いしたいんですけど。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

先ほどのグレーチングのはね上がりの件でございますけれども、確かに4カ所ボルトで固定しておりますけれども、一部がねじが緩んだかちょっと原因わかりませんが、ちょっと外れとった状態でございます。

○議長（牟田勝浩君）

もともとはついていたわけですね。19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

何じゃい意味の全然通らんとやなかですか。4カ所ボルトば締めとってですよ、仮に1本のボルトの外れるとそれがはね上がってですか。そがんもろかごたあ道路横断側溝のグレーチングやなかですよ、車の通るグレーチングは。そがんグレーチングならせんがましやもん。

そういうふうな面で、私が言いたいのは、行政がやっぱりそういうふうなとはあったら何のためのパトロールばしよおとかわからんじゃなかですか。そいけんパトロールをするにしても、例えば、さっきの消毒液にしても、役目済ましやなくてちゃんとしましたと、ちゃんと見ましたというようなやり方をしてもらわんことには、パトロールカーでくるくるってして回ったですよではやっぱりいけないのかなと。そいけんが、ごっとい今言うたごと、「今後このようなことがないように気をつけます」としか言われんわけですよ。また、今度は恐らく6月の定例議会のときはそがん言うて今度はだいなとん言んさあですよ。そいけん、そういうふうなことのなかごとき、やっぱり身をもってしてもらいたいなということ、これは質問じゃなかけんが、よろしくお願いしときます。

○議長（牟田勝浩君）

答弁よかですね。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第3号は法令に基づき報告されたものであり、この程度でとどめたいと思います。

日程第8～第11 新幹線と地域活性化特別委員会の設置及び委員の選任～議会 改革調査特別委員会の設置及び委員の選任

日程第8. 新幹線と地域活性化特別委員会の設置及び委員の選任、日程第9. 道路問題と

まちづくり特別委員会の設置及び委員の選任、日程第10. 常襲水害地対策特別委員会の設置及び委員の選任、日程第11. 議会改革調査特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

お諮りいたします。この4件は、いずれも武雄市が直面する重要な事件であります。特別委員会の設置につきましては、議会運営委員会において協議していただき、先ほどの議会運営委員長のお答申のとおり、議会運営委員会において意見の一致を見ました。よって、新幹線と地域活性化特別委員会6名、道路問題とまちづくり特別委員会7名、常襲水害地対策特別委員会6名、議会改革調査特別委員会6名をもって構成する特別委員会を設置し、それぞれの事件に関連する問題の調査検討事項を付託の上、閉会中も継続して調査検討することにしたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、4件のそれぞれの事件に関連する問題の調査検討に関する事件は、新幹線と地域活性化特別委員6名、道路問題とまちづくり特別委員7名、常襲水害地対策特別委員を6名、議会改革調査特別委員6名をもって構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して調査検討することに決定いたしました。

協議のため、暫時休憩いたします。

休	憩	10時52分
再	開	14時32分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、お諮りいたします。ただいま設置いたしました4件の特別委員会の委員の選任については、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

よって、新幹線と地域活性化特別委員会委員に5番山口良広議員、10番古川議員、17番吉原議員、20番川原議員、21番杉原議員、24番谷口議員、以上6名。

道路問題とまちづくり特別委員会委員に2番山口等議員、3番上田議員、7番宮本議員、9番石橋議員、14番末藤議員、23番黒岩議員、26番江原議員の以上7名。

常襲水害地対策特別委員会委員に1番朝長議員、6番松尾陽輔議員、12番吉川議員、13番山崎議員、15番小池議員、16番小柳議員、以上6名。

議会改革調査特別委員会委員に4番山口裕子議員、8番石丸議員、11番上野議員、19番山口昌宏議員、22番松尾初秋議員、25番平野議員、以上6名、それぞれ指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を特別委員にそれぞれ選任することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。ただいま設置いたしました4件の特別委員会の調査検討の期間は、本議会がそれぞれ付託されました事件の調査検討の終了を議決するまで継続して行うことといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、4件の特別委員会の調査検討の期間は、本議会がそれぞれ付託しました事件の調査検討の終了を議決するまで継続して行うことに決定いたしました。

特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

休 憩 14時34分

再 開 14時46分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま各特別委員会委員長より正副委員長互選の結果についての報告がありましたので、御報告いたします。

新幹線と地域活性化特別委員会委員長に5番山口良広議員、同副委員長に20番川原議員。

道路問題とまちづくり特別委員会委員長に23番黒岩議員、同副委員長に14番末藤議員。

常襲水害地対策特別委員会委員長に16番小柳議員、同副委員長に6番松尾陽輔議員。

議会改革調査特別委員会委員長に19番山口昌宏議員、同副委員長に8番石丸議員。

以上のおりでございます。

追加日程の取り扱いについて、議会運営委員会を開催していただきます。

暫時休憩いたします。

休 憩 14時47分

再 開 14時54分

○議長（牟田勝浩君）

それでは、再開いたします。

日程第12 選挙第8号

日程第12. 選挙第8号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、武雄市から選出の組合議員のうち市長が管理者に選任されたので、杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第3項の規定に基づき、本議会において武雄市職員のうちから1名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選との2つの方法があります。

そこで、お諮りいたします。この選挙については指名推選によりしたいと思いますけれども、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名を行います。

組合議員に本日付で武雄市副市長に就任しました前田敏美君を指名したいと思います。

ただいま指名いたしました武雄市副市長前田敏美君を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、武雄市副市長前田敏美君が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。（発言する者あり）

進行します。

日程第13 選挙第9号

日程第13. 選挙第9号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、杵島工業用水道企業団議会議員、前武雄市副市長古賀滋君の副市長退任に伴い、企業団規約第5条第1項第2号の規定に基づき、本議会において市の補助職員の中から1名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選との2つの方法があります。

お諮りいたします。この選挙につきましては指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。規約第5条第1項第2号の規定に基づく議員に武雄市副市長前田敏美君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました武雄市副市長前田敏美君を杵島工業用水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました武雄市副市長前田敏美君が杵

島工業用水道企業団議会議員に当選されました。

日程第14 選挙第10号

日程第14. 選挙第10号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、武雄市から選出された組合議員のうち、市長が副管理者に選任されましたので、佐賀県西部広域環境組合同規約第6条第2項の規定に基づき、本議会において武雄市職員のうちから1名を選挙するものであります。

選挙の方法は、先ほどと同様2つの方法、指名推選及び投票があります。

そこで、お諮りいたします。この選挙は指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

それでは、武雄市副市長前田敏美君を指名いたします。

ただいま指名いたしました武雄市副市長前田敏美君を佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、武雄市副市長前田敏美君が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

以上で本日の日程並びに本臨時会の日程をすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成22年5月武雄市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 14時59分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 牟田 勝 浩

〃 副議長 小池 一 哉

〃 議員 山口 等

〃 議員 山口 良 広

〃 議員 石丸 定

会議録調製者 筒井 孝 一